

〈研究ノート〉

自死遺族の二次被害問題の背景と取り組みへの課題

岡 本 洋 子

要 約

本研究は、自死への偏見と差別から自死遺族が直面している二次被害について、その問題の実態の背景と取り組みについて何が課題となっているのかを考えたいとの趣旨で行った。そこで分かってきたことは、個人の尊厳や人権が深く関わっていることであった。自殺対策基本法が制定されて10年以上が経つが、未だに改善されていない実態に、自死が起きた賃貸建物が心理的瑕疵による事故物件で自死遺族に高額な損害賠償が請求される事例があった。また、いじめ自死では調査結果が遺族に知らされず、公表もされないことに教育の場で自死の事例が教訓となっていない構図もみえてきた。その他、自死に対する偏見や差別により遺族が被る二次被害の問題は複雑で多岐に渡っていることが分かってきた。

そこには遺族の知る権利が認められていないことや、日本古来の死に対しての穢れや不浄の観念による祟りや怨念という自死への偏見が、他の死因にはない差別として自死遺族に対して向けられていることも見えてきた。

今後、二次被害という自死に対する偏見や差別を生じさせないため、基本的人権に関わる人権問題であるという点から法律や制度の見直し、遺族の権利の保護や推進のための立法化の検討、さらに、民主主義に基づいた市民性教育が広められていくことが求められる。

1. はじめに

2006年に自殺対策基本法が制定されたことで、国政による自殺対策が始まった。翌2007年の自殺総合対策大綱成立により国レベルでの自殺対策がより实际的に定められ、わが国における自殺対策推進へ期待が向けられた。これらの法律の制定で注目されるのは、まず自死¹⁾が、個人的理由に帰する問題ではなく、社会的問題でもあることが明記されたことである。基本理念に、「自殺対策は、自

1) (自死(自死遺族の要望により本稿では、自殺に替えて「自死」の言葉を用いる)の捉え方や考え方が明記されている。

殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施されなければならない」(第二条)と掲げられている。

もう一つは、自死者や未遂者、そして遺族に対しての配慮に対して言及された点である。名誉及び生活の平穩への配慮として、「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」(第七条)と書かれてある。

「自殺総合対策大綱」では、第3の8に「遺された人への支援を充実させる」とあり、遺族の自助グループの運営支援が上げられている。

しかし、その後の自死遺族の状況はどうなのか、その実態を知るべく2016年に筆者は「自死遺族における聞き取り調査」を実施した(岡本2017:39-83)。その結果から、自死遺族は自死で家族を亡くした悲哀に加え、「自死」と「自死遺族」に対する社会の偏見と差別による様々な問題に苦しめられている現状があった。背景に、わが国の社会生活の構造や法体制、慣習や観念、歴史・文化等が複雑に絡まっていることが見えてきた。

自死遺族に対する偏見や差別は、「二次被害」として捉えられ、家族を亡くした悲しみや苦痛を増幅させている。しかし、「遺族当事者が受ける社会的制裁のような差別や偏見は知られていないのが現状」(田中2016:5)という自死遺族の言葉のように、これまで二次被害はなかなか表だって取り扱われることのない問題であり、解決の方向性も明確に示されて来なかったことにも起因している。

本稿では、二次被害として自死遺族が直面している問題とその解決に向けて、何が背景としてあるのか、また改善にはどんな課題があるのかを法制度の面からまた日本社会の歴史的、社会心理的な面から考察していく。法制度の面では、自死遺族が抱える問題についての相談や解決に当たってきた法律専門家の見解や意見を取り上げた。わが国の歴史的背景については、先行研究文献から、また社会的な面からは当事者である自死遺族への聞き取り調査から意見を収集した。なお、今回は、二次被害の問題に焦点を当て、「自死遺族等の権利保護研究会」の主催するシンポジウムに出席した方々を中心にこれらの意見収集を行った。

2. 自死遺族の二次被害の内容

自死遺族が被っている偏見や差別という二次被害についての実態調査としては、2016年に「自死遺族における聞き取り調査」を実施している(岡本2017:45-47)。その主な5項目について説明する。

1) 親族や周囲の人々からの偏見の目や対応、非難の態度

家族が自死をすると、残された家族は周囲からの態度の変化に今までとは違った生活を送らざるを得なくなった。自死で夫を亡くした60代の主婦は、今まで挨拶を交わしていた近所の人が、買い物

で会ってもさっと向きを変えられるようになり、それからは遠くのスーパーに出かけ行くことになった。

また、あからさまな非難を浴びることもある。当時30代であった息子を自死で亡くした女性は、夫の親族から電話口で厳しい言葉で非難された。女性はただただその非難に耐えるしかなかった。

長年自死遺族の悩みを聴き、精神的にまた生活面でも相談に乗ってきた精神科医の平山正実は、「葬儀においては、親族から非難の目や態度をとられ、怒りのために葬儀に参列しない親族も出てきて遺族を深く傷つけてしまうことになる」と語っている（平山2004：14）。

2) 支援機関、団体などの支援者による偏見や差別の言動からの精神的被害

遺族は、支援機関、団体などの支援者による偏見や差別の言動からの精神的被害を訴えている。自殺対策基本法が2006年に制定、施行されたことにより、国や地方自治体は自殺予防・防止の施策を進めることになった。それに関連して行われる自死遺族へのカウンセリングやシンポジウム、また自死遺族の分かち合いの会のファシリテーター養成会などで、支援者といわれるものから受ける偏見や差別の言動に不快感や傷心、屈辱等を受けたと言う。例えば、「遺族は知識がない人たちです」、「自死はくたびれの死である」や「遺族の心は分かっています！私は専門家ですから」などの言葉や態度である（田中2009：52）。

3) 警察による事情聴取や自死者の扱いについての苦痛や屈辱、不快感

夫が過労で自死した60代の主婦は、身元確認のため変わり果てた家族に会うこととなったが、ガレージに置かれ、ビニールシートに覆われた家族を見て、何か物扱いされているようで不快感をいだいたと怒りと屈辱感を訴えた（岡本2017：48）。

4) 自死の起きた賃貸建物への多額な損害賠償金の請求についての様々な問題

自死が起きた賃貸建物は、「事故物件」となり、特に自死の場合は「心理的瑕疵」があるとみなされる。「心理的瑕疵」には明確な定義はないが、「自死に対する偏見から、忌避感を呼び起こすものとして、現場で『心理的瑕疵』と名付けられている」とフリーライターで自死や自死遺族が抱える問題を取材してきた杉山春は言う。そして、「不動産としての価値が下がった賃貸建物の貸主には『善良なる管理者の注意義務』（以下、善管注意義務）等が発生し、その根拠に宅地建物取引業法第47条の第1号のニに宅地建物取引業者がやってはならない行為の「事実の不告知」があり、過去に自殺がでて心理的嫌悪事項とみなされた物件には、借主に事前に報告する義務が課せられている」からだと言明する（杉山2016：208）。つまり、自死の起きた賃貸建物は借主が減ったり、いなくなったりという状況になり貸主の大家や管理会社には大きな損失となる。賃貸料を下げるしかない大家や管理会社は、その損失額を遺族である家族に損害賠償金として請求する。時には多額の賠償金が請求されることも

あり、自死で家族を亡くし困惑と悲嘆に暮れている遺族は請求されるままに支払ってしまい、経済的危機に陥った場合も出ている。お祓い料も相場がなく、言われるままに遺族は支払うことになる。

5) その他の二次被害について

一般社団法人全国自死遺族連絡会代表の田中幸子は、「生命保険と住宅ローン」、「未遂の場合の治療費（健康保険）」、「自賠償保険」また、「戒名や葬儀」においても自死遺族は差別や偏見による被害を被っていると訴えている（田中 2016:13）。まず、「生命保険と住宅ローン」には、自死ゆえの「自殺免責期間」がある。保険法 51 条 1 号に規定され、保険会社によって期間は違っているものの免責期間は他の死より長く設定されている。その理由として「保険金目当ての自死を防ぐためという名目があり、明治時代に制定された商法には、「自殺は支払わなくてもよい」と記されていると指摘する。

住宅ローンについてはその多くが団体生命保険に加入しており、加入者が死亡した場合、住宅ローンはその保険により一括支払われることになっているが、加入 10 年を過ぎると多くの銀行が「住宅ローンの借り換え」を勧め、借り換えをしてしまう。そうすると、たとえばローンの支払い 11 年目で自死した場合、死亡保険で支払いが行われない。つまり、遺族に一括請求がされ、支払えないと住宅が競売にかけられることになる。子どもを抱えた遺族が追い出されてしまった事例もあるのだ。

つぎに、「未遂の場合の治療費（健康保険）」については、健康保険法第 116 条の給付制限が適用されるため家族は多大な医療費を請求されることとなる。本条文によると、「被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は行わない」とある。それは、自殺未遂は、「自己の行為の犯罪行為」に含まれるとの見解による（昭 11.1.19 保規 394 号）。ただし、精神異常により自殺を企てたものと認められる場合においては、法 116 条の「故意」に該当せず、保険給付は為すべきものである（昭 13.2.1 社庶 131）とし、給付の制限はかけないとなっている。

また、「自賠償保険」については、「自死は故意の死」であるとの理由で、保険が適用されない。宮城県において息子が車で営業車に追突した例では、「本人の遺書があったため、自賠償保険・対物保険の対象外といわれ、遺族に損害賠償（営業車の補修費・営業補償・相手への補償金等）があり、調停により分割で支払った」という事例がある。

さらに、「戒名や葬儀」については、戒名で、『自戒』という文字を入れた寺（禅宗）や「檀家に自死の葬儀はしないと拒否した寺・・・他の寺でも拒否され、キリスト教の教会で葬儀した遺族」の例が上げられている。また、「葬儀の依頼に行った遺族に『死に方が死に方だから、内々でやるべきだ』といった住職や『自殺は罪があるから浮かばれない。親を悲しませる自殺なんて暗闇から出られない、四十九日までは戒名はつけられない』、さらに一周忌にお墓で泣いていた遺族に、『自殺なんだから、よけいに成仏しない』といった住職もあった」という（田中 2016: 14-15）。

これらの二次被害の実態から、自死遺族が心理社会的な被害に加え、支援の在り方や自死を理由とする様々な差別の取り扱いを受けていることが分かる。それらは法律関連や様々な分野と広範囲に渡っている。

3. 実態調査から見えてきた二次被害の問題と背景

実態調査からはまた、その根底にある問題とそれがなぜ起こるのかについての背景が分かってきた。

第1に、「自殺」に対してのイメージや言葉の持つ偏見が、社会の人々の意識の根底にあると考えられる。田中は「自殺」という言葉の持つ誤解や偏見について、『自殺』という言葉は、『自らを殺す』と書きます。それは、『(生きたくても生きれない人がいるのに) 命を粗末にした』『勝手に死んだ』などと、自由意志のもとで決定し逝った身勝手な行為であるとの誤解や偏見を与えています」と訴えている（田中 2016：7）。

また、精神科医で遺族のための遺族による NPO グリーフケア・サポートプラザの設立に尽力した平山正実は、自死に対して社会は、「スティグマ（烙印）化する風潮が依然として残っている」と述べ、そこに「自死問題を話し合うことの難しさ」があると言う（平山 2009：75）。このような風潮は、自死遺族を周囲からの偏見の目を避けるような生活に追いつめ、また亡くした家族のことで自らを責める心境へと遺族を陥らせていく。

第2に、自殺対策における自殺予防や支援については、自死遺族への誤ったイメージや捉え方を持つ機関、団体などの専門家による施策やアプローチが優位的に行われている現状がある。また、自死者や未遂者、そして「自死予防キャンペーン」での自殺の前兆に気付くことへの促しや「自殺は防げる」や「自殺のサインに気づいて」という言葉に自死遺族は精神的に苦痛と罪責感を強いられる。

自殺予防の専門家といわれる人々の中には、悲嘆の中にいる自死遺族には専門的な精神的ケアが何より必要であり、悲しみに浸っていることは良くないと考える節がある。そのため自死遺族は、専門的支援が必要な対象者とみなされ、専門家は「支援を与える」側、一方、自死遺族は「支援を受ける」側という関係性が構造化されてしまう。

ある支援団体が主催する自死遺族分かち合いスタッフのためのファシリテーター養成講座や関連のシンポジウムに出席した自死遺族の田中は、そこで交わされた、「遺族の心は分かっています！私は専門家ですから」や「遺族は知識のない人たちです」、「自死はくたびれの死である」の言葉で傷ついたと言い、怒りを露わにしている（田中 2009：51-52）。また、ある自死遺族は、自殺予防と自死遺族支援について、「どんな自死でも防げるというニュアンスを持つ『自死は防げる』という言葉は、遺族の心を大切にしていない、命を粗末にする言葉と言えるのではないのでしょうか。自死遺族支援への違和感ですが、… 基本的には自死遺族支援というのは遺族の生活を支援することが大きな目的だと思っています。しかし、最終の目的は遺族の心、命を守り、大切にすることだと思います」と訴えている²⁾。

第3に、自死者や自死遺族に対する社会の人権尊重の考えの欠如である。自死は個人的なものであ

2) (厚生労働科学研究費補助金 2009年度(こころの健康科学事業補助金研究事業)による学術シンポジウム『自殺予防と自死遺族支援の現状と課題—自殺未遂者とその家族を理解し、自死遺族を支えるためのシンポジウム報告書(2009) pp.19-20)。

り、自殺対策基本法にある「その背後に様々な社会的な要因がある」との認識がなかなか社会にも自死に関連する人々のうちにも十分に浸透していないと見える。

警察による自死遺族に対する取り調べは、事件性があるかないかを鑑別するために必要とされているところである。だが、「容疑者扱いされ、本当は誰にも知られたくないプライベートなことを供述しなければならず、耐え難い苦痛や屈辱を味わうことになる」と平山は指摘する(平山 2004: .13)。前述した夫を自死で亡くした主婦が訴えるように、遺族は、警察で自死者が「物」のように扱われたことに心を痛める。『古いものでもいいから毛布1枚でも掛け下さい。遺体を物としてではなく人間として扱ってください、その者の最期だから』それだけで遺族は関係者に感謝をし、憤りや傷つき後悔も少なくなるのである」と遺族は悲痛な声を上げている(田中 2009: 56)。

また、依然として自死は身勝手な死との社会の捉え方がある。街頭活動をしていた自死遺族の男性は、『勝手に死んだのに』や遺族に対しても『家族を殺して』との言葉を浴びせられた」と言う。子どもが親より先に亡くなる「逆縁」の場合、同じ自死遺族でも遺された親は悲しみや苦痛を一層募らせることになる(岡本 2017: .52)。「ちいさな風の会」という子どもを亡くした親の会の世話人を長年務めてきた若林一美は「自死で子どもを亡くした親には、『お前が殺した』、『育て方が間違っていた』や『死んだのは親の責任だ』など、心ない残酷な言葉がなげかれると訴えている(若林 2003: .16)。これらの言葉には、自死者や自死遺族への制裁の意味が込められているように感じる。また、社会が抱くこれまでに染み込まれた自死への嫌悪や排除の気持ちも伝わってくる。そこには、自死者は切り捨てられ、社会からも葬り去られるべき存在なのかが問われてくる。

歴史的にみると、自死は不道徳で犯罪的なこととしてとらえられていた時代があり、それはいまだに根深い差別意識となって社会に存在していることを示している。西欧、特に近世の英国においては、自死は法律で裁かれていた歴史がある。イギリス等ヨーロッパにおける自殺論を研究してきた松永幸子は、「17・18世紀イギリスは、自殺が基本的に法的には殺人以上の大罪であり、キリスト教式葬儀と埋葬が禁止され、心身喪失と判定されない場合には土地や財産を没収され家族にも累が及んだ」と述べている(松永 2002: 13)。

わが国では、明治時代に「自殺」という言葉が入ってきたことで、このような自死に対しての制裁的差別的考への影響を及ぼしたと思われる。それまでの自死への捉え方は、「寛容というまではいかないにしても、『しょうがない』や『死を選ぶほかなかったのでは』との消極的ではあるが容認している向き」もあった(岡本 2017: 75)。

自死についてわが国と海外での捉え方を比較し研究してきた布施豊正は、『自殺を殺害する行為』としての『自殺』という漢字の言葉は、欧米文化の吸収に国をあげてのエネルギーが集中された明治以後に、欧米文化の強い影響下に使用され始めたものと考えられる。それまでの日本の文献には『自殺』という語が見あたらない」と述べている(布施 1990: 2-3)。明治時代は、欧米列強に後れを取るまいと、国を上げて殖産興業に力を入れた。そして、欧米の文化や政策の方針等が積極的に取り入れられた。その流れの中で、「自殺」という言葉が、自ら命を絶つという日本にこれまでであった捉え方から「自殺」という制裁的意味の強い語が使われ始めたと考えられる。

一方で、わが国においてはまた違った差別という制裁が行われてきた。日本人の自殺(自死)を西

欧社会との比較で研究してきたスチュワート・ピッケンは、『『日本式の疎外』として、自死に至る状況が個人あるいはその家族も含めて集中していく』と述べている (Picken, 1979: 238)。これは、表面的な制裁でなくとも、いわゆる「村八分」のような社会からの孤立と孤独感に遺族を陥らせてしまう。「社会から取り残された孤独感を強く感じる」と訴える遺族は多い (NPO 法人ライフリンク 2008: 468 他)。前述の葬儀や戒名の拒否、また戒名に「自戒」という言葉を入れるという態度や行為は、このような疎外や孤立、制裁的ともいえる社会の風潮が背景にある。そこには、自死者やその家族に対する尊厳や配慮は感じられない。

第4は、第3で指摘した自死者や自死遺族に対する社会の人権尊重の概念や観念が、わが国にはいまだ確立されておらず、そのための人権擁護の体制や法律による規定が整えられていないことである。自殺対策基本法は制定されたが、そこには理念はあるが罰則規定はない。そこで、前述した自死に対する社会的風潮や社会の通念が、日常生活の中で重要視され様々な契約や取引の場面での判断基準として用いられるという問題が出てくる。

最も遺族を苦しめている問題の一つが、自死が起きた賃貸建物に対して遺族に請求される損害賠償である。時には、法外な賠償金が請求されることもある。ではなぜそのようなことが起きるのかについては、後述の「権利保護シンポジウムから—専門法律家の指摘する課題」の中でその構図となる不動産に関する規定を説明する。

この損害賠償金が遺族に請求された事例について杉山は、46歳の女性が一人暮らしのアパートの浴室で練炭自殺の事例を紹介している。この事例では、両親は「部屋を精一杯きれいに清掃して、汚れないことを確認して」家主に引き渡したというが、後日届いた請求書には、家賃(9万5千円)の契約残額の他に、ユニットバスの交換代、その他室内の清掃と床、壁の張替や改装代、またキッチンの照明に至るまでほとんどのものが請求の対象となって、総計720万円とあった。杉山は、「練炭自殺なので、ユニットバス本体が傷んでいるわけではない。居室部分も綺麗だ。夫婦は精神的、身体的に痛みが強く出て、医者にかかった」と記述している(杉山 2016: 207-208)。これは死因が自死である場合の事例であり、「心理的瑕疵」という考えが、民法570条に規定された瑕疵担保責任が根拠として起きたと考えられるが、元来は物的瑕疵について定められたもので、それが心理的まで広げて解釈されるようになってきている。このように、自死に対する偏見や差別で自死遺族は苦しんでいる。

4. 自死遺族の二次被害の現状と取り組み

自死遺族の二次被害は、これまで記述したように法制度や日常生活の多岐にわたり様々な問題や背景が複雑に絡み合っている。そこで、まず法制度に関して、自死遺族が抱える事柄について長年その相談や解決へ道筋を遺族と共に取り組んできた専門家による現状や意見を紹介する。2017年10月13日、東京で「第6回自死遺族等の権利保護シンポジウム」が開かれた。ここに参加したシンポジストは、取り組みの一つである裁判外紛争解決手続き³⁾に携わっており、この手続きで裁判による解決を費用的にも期間的にも負担が軽減される手続きとして期待されている(岡本 2018: 33-34)。

一方、当事者の側からの意見として、このシンポジウムに参加された自死遺族の方々から、二次被害という社会的偏見と差別の問題がなくなっていくためには何が必要と考えるのかについて【質問紙】(*)により意見をいただいた。

倫理的配慮

法律専門家の方々の発言に関しては、今回のシンポジウムは一般公開形式であり、また「自死遺族等の権利保護研究会」を設立した「全国自死遺族連絡会」のホームページから各発言者の様子の録画がweb上で公開されている。そこで日本社会福祉学会の研究倫理指針の第2指針内容のA引用の規定によって論文への引用については、この会を通して発言者の方々に了解を得て行った。また、シンポジウムに出席された自死遺族の方から主催者の全国自死遺族連絡会を通してご協力をお願いし、3名の方からお答えいただいた。これについても日本社会福祉学会の研究倫理指針の第2指針内容のC調査の規定によって行った。協力者のプライバシー保護については無記名とし、答えていただいた内容はこの研究以外には使用しないことを説明し、調査票とメールの返信をもって回答者が説明に同意したものとみなした。

権利保護シンポジウムから—専門法律家の指摘する課題

このシンポジウムは、「自死遺族等の権利保研究会」⁴⁾により毎年開催され、自死遺族に限らず誰でも参加できる。権利保護という観点から自死遺族が抱える問題や課題誰について関心を持ってもらうことを目的としている。

「事故物件」となった賃貸建物における損害賠償問題

憲法学者で弁護士の小林節は、基調講演「自死遺族等への法的問題は憲法ではどのような取り扱いになるのか」の中で、自死や自死遺族への偏見や差別は、『人権問題』であり、自死者やその遺族に対する侮辱は、憲法13条の『個人の尊厳』に反する」と指摘した。さらに自死を原因とする個人の尊厳が侵害される事例が頻発していることについて、「自死は社会現象に影響される社会の問題であって最終的に社会の責任である」と強調した。小林は貸主である家主の損害についても、「まず、公が完全な補償をした上で、不動産賃貸契約を仲介する際に告知すべき『重要事項』から自死を外し、またインターネット等でその種の情報を流す行為を処罰の対象とする立法が必要」との提案をしている(小林2017:26ベルダ)。

3) (ADR=Alternative Dispute Resolution) によって自死の起きた賃貸借建物が事故物件として多額の損害賠償が遺族に請求された場合の訴訟問題に任意で対応している。

4) グリーフケア研究・実践の第一人者であり、精神科医の故平山正実氏により2009年12月に提唱され設立されたもので、これを受けて、「全国自死遺族連絡会」が自死遺族等の権利保護制度の法制化のための署名活動を開始したことに起因している。「自死遺族等の権利保護研究会」では、自死遺族の問題に精神面のみでなく生活全般では、「自死遺族等への差別・偏見の問題について法的検討を行うとともに、不動産・賃貸物件に関する事件や労働災害・公務災害・各種保険等の申請及び訴訟等の具体的な相談や支援活動を行っている(全国自死遺族連絡会ホームページ：<http://www.zenziren.com/>)

司法書士の齋藤幸光は、小林の「自死は個人だけの問題でなく『社会の問題』である」との主張に賛同の意を表すとともに、2006年の自殺対策基本法制定、翌2007年の自殺総合対策大綱の成立から10年が経った今日、社会の「自死」に対する偏見や嫌悪感が変わっていないことに遺憾の言葉を述べた。あらためて小林の提唱する自死についての「社会の責任」として考えるべきことを強調した。

弁護士の大熊政一は、自死が起きた不動産賃貸物件についての問題や取り組みの実態を述べ、「この件に関する問題が世の中の偏見や差別が如実に表れている」と強調した。そして、「賃貸建物で自死が起きた場合にその家主側から、自死した居住者の遺族に多額の損害賠償が請求される根拠法に、民法570条の瑕疵担保責任に係る法律があるが、本来『物質的瑕疵』を指していたのが『心理的瑕疵』へと広がっていったことや裁判所の判例にあるこの心理的瑕疵については、心理的、主観的欠陥であり、また歴史的、社会的に受け入れられない自死にまつわる嫌悪すべき、抵抗感があるものとして解釈されている」と説明した。また大熊は、「自死が起きた建物に『心理的瑕疵』の考えが適応されることには自死に対する偏見が根底にあり、本来認めるべきではない」と主張した（大熊2018:5）。さらに、「自死があった建物について『心理的瑕疵』を認めてしまうと、賃借人の自死した行為が賃借人側に『善管注意義務違反』という責任を帰すことになり、そのことによって『心理的瑕疵』に起因すると考えられる損害の範囲が無制限に広がってしまうことになる」と言及した。この点については、前述の杉山も指摘している（杉山2016:208）。

「心理的瑕疵」の問題では、裁判所の判決に安易に高額な損害賠償が自死遺族に請求される場合もある一方で、「京都地裁の平成24年3月7日判決」のように、訴訟の額が減額される場合もあると紹介された。この事例は、自死が起きた賃貸建物の部屋の改修費の他に本件部屋に入居者がいないことに加え、隣室や周囲の部屋についても影響があるとして、計6部屋の入居費の1年分（水道分担金含む）が当初、損害賠償金として総額約1千万円（927万2,656円）が遺族に請求されたことに対する訴訟である。最終判決では、本件部屋に入居者がいないことの損害について、自死があったという事実については重要事項としての告知義務の対象にはなるもののその期間は、1年間とし、本部屋についての1年分の損害賠償が相当であるとして、78万円のみが認められた。

この判決について大熊は、「認定する損害の範囲を極力圧縮している点で最も進んだ判決と言える」とし、そのような判決の結論に至った原因として、「自死問題に対して深い理解が示されたと考えられる」と評価している。さらに、別の争点として、「責任能力の有無」に関する判断のところで、「判決文に被告が援用した自殺対策基本法や自殺総合対策大綱等にある程度言及していることから窺える」と評価している。そして、「心理的瑕疵」については、「どう評価するかの考え方如何によって認められる損害の範囲が規定される」と言う。

大熊は今後の「事故物件」についての抜本的解決として、立法では、自死遺族に対して不当な損害賠償請求を行ってはならない旨の一般条項を設ける。例えば「心理的瑕疵」の概念について見直しや制度化を図る。また、家主の受ける損害についての保険制度の確立（損害賠償保障契約等）をさせる。さらに、自死情報の「告知義務」の期間を国土交通省のガイドラインで限定するか、あるいは思い切って「告知義務」を否定するなどを図るしかないのではないかと提案する。また、裁判や交渉で努力する意義も強調する。それは、個々の交渉事件や裁判で、可能な限り「心理的瑕疵」の認められる範囲

を狭め、損害賠償の範囲を圧縮する粘り強い努力を積み重ねることの大切さである。このような地道な努力こそが人々の意識を変えていくことに寄与するものであると述べ、立法や制度による解決を求める運動と個々の事案の解決に向けた努力とは車の両輪の関係にあると強調した（「心理的瑕疵」を理由とする自死遺族への損害賠償請求—不動産賃貸借の事例を中心に：6-9）。

さらに、今回のようなシンポジウムを行うことやメディアに訴え、呼びかけることの意義と立法による解決として、個々のケースで相手や裁判所を説得することの重要性を述べた。それは、交渉でいかに相手を説得するかは個々のケースにより極めて限定的であることから、司法を説得することで偏見を解消していくことの大切さを訴えたのである。ただ実際には、遺族だけで臨むことは状況的にも困難であるため、本シンポジウムの開催者である「自死遺族等の権利保護研究会」の法律専門家の方々のアドバイスや手助けが必要であり、自分だけで解決しようとしたり、あるいは諦めてしまったりせず、まずは相談、そして専門家から適切な情報や手続きなど（訴訟についても）のアドバイスや手助けをいただくなどの行動を起こすことを強調した。その他、自死遺族の方々の当事者同士の集まりに参加することで、具体的な情報やアドバイスをいただくことができ、また語り合うことで心の痛みや重荷を少しでも軽減できるかもしれないとも語った。この点に関してはこの会の弁護士や司法書士からも勧めているところである。

「いじめ」問題の現状と取り組み

弁護士の和泉貴士は、「わが国のいじめ対策には、遺族の権利保障としての考えが遅れている」と指摘し、遺族支援との違いから説明した。そして、「遺族支援が心のケアとして位置づけられ、支援を受けるという受け身的な遺族の捉え方がされ、能動的な権利としてのいじめ対策になってこなかった」と言う。

和泉によると、「世界いじめ対策には2つのアプローチがあって、一つは、社会的責任として捉え、いじめは攻撃性の表れであるからそれを抑制していくというやり方である。しかし、そのための真実究明は欠けている」と指摘する。

もう一つは市民性教育であり、主にヨーロッパで行われているが、「いじめは、弱者に対する抑圧であり、民主主義への脅威であると」みる。また、「学校は、そのような（民主主義）の市民を育てることが大事で、そのあり方が問われている」と主張する。実際の学校現場では、話し合いの問題解決を放棄しようとしているととられていることから、情報公開が必要であるし、また、学校の在り方を地域社会で論じる、議論することも大切だと力説する。

さらに、「遺族支援と違い、遺族の権利保障としての視点からのいじめ対策では、地域が社会と繋がることで正常に直すことができる」と主張した。「いじめ自死により遺族となった者が、地域の中にいることは当事者だけの問題ではない。あるがままに社会に認められ、回復の保障がされることが大切である」と言う。そのため、情報の共有が必要となる。和泉は、日本の問題としてのいじめの取り組みについて次の3点が必要として提示した。第1点は、いじめ対策には、遺族の権利保障が関連付けなければならないということ。第2点は、前述の民主主義の視点からの市民性教育である。それに関し、いじめに関する調査結果の情報が地域で共有されていないことについては、地域に開かれた

第三者委員会の運用を望んでいる。第3点は、第2点に関連し、公開された情報が地域社会で共有されることによって、いじめをただの特殊な事例にとどめない、終わらせないということである。最近の傾向として、第三者委員会の調査よりいじめに関する裁判が多くなっているのではないかと指摘し、真相解明のための裁判と変化してきているという。今後は、第三者委員会で遺族が尊重されることや裁判所との役割分担がされること、また市民性教育の中で、第三者委員会が活かされていくことを提案する。

近年、インターネットの普及で、安易に書き込みがされたり、実名が出たりしてプライバシーが脅かされる被害が出ている。それは、真実が公開されないためにいい加減な情報が出てしまうのではないかと、またルール違反の対応もされていないと指摘した。遺族の権利保障は、ひいては地域住民というこの国の社会人にとっても重要な早急に取り組むべき課題である。海外では、1990年代からスウェーデン、ノルウェーやアメリカで「いじめ禁止法」が制定されている。国際社会における人権や雇用などの様々な問題を取り上げてきたジャーナリストの矢部武は、米国サウスカロライナ州で「いじめホットライン」を開設した同州司法省の広報担当官 J.グラハムの、「学校の安全は今や子供をもつ親や地域社会の最大の関心事」との言葉を紹介している。また、このいじめホットラインの開設は、他の州のいじめ対策にも影響を与えていると述べている（矢部 1997: 187-189）。

いじめ対策に関連づけられた遺族支援の弊害

いじめ対策が遺族支援と関連づけられるようになったことの弊害について斎藤は、和泉弁護士が挙げる遺族の権利保障という観点がなことを指摘する。また、自殺総合対策大綱には、「自助グループ」という言葉が出てくるが、それは「民間団体の人材育成に対する支援」の中で、自助グループの進行役（ファシリテーター）養成のための研修資材の開発となっており、自助グループ自体に対しての支援にはなっていないと言う。

実は、『支援』という言葉によって援助する側と被援助者（援助を受ける）側という役割が固定化される。さらに、援助者の側のファシリテーターが入ったグループは支援グループのみに予算が付けられているが、『自助グループ』（遺族のみ）への予算付けはされていないという事態が起きている」と指摘した。

これは、全国自死遺族連絡会代表で自らも自死遺族である田中も指摘するように、「支援者は専門家で知識はあるが、『遺族は知識がない人たち』という考えがあり、支援者が指導していく『支援する側の都合で考えられた仕組み』と言う（田中 2009: 52, 58）。

第三者委員会と市民性教育

斎藤は、第三者委員会の構成員についても言及した。それは、教育委員会が設置していることが多く、いじめの証拠を出さないや証拠を隠してしまうなどが起きており、遺族は不信感を抱いてしまう。これでは、いじめ自死の教訓は生かされない。いじめ自死のことで、訴訟に持ち込まれた場合も遺族への情報公開もアウトリーチも行われぬ。遺族は孤立してしまひまた、第三者委員の位置づけが明確ではないことから今後は、責任を明確にして、裁判所との役割分担、すみ分けが必要である。さ

らに、第三者委員会の主旨でもある市民性教育の重要性を強調した。

つぎに、では第三者委員会をどのように作るのかやどう位置付けるのかについて和泉は、「長崎における教育委員会と遺族との共催や、第三者委員会を議会で議論して創りだしていくことで、そのような制度設計、制度化や立法化が必要となる」と言及した。それは「遺族を大切にすること」に繋がっていくと語った。

「自死」による問題の抜本的解決に向けて

自死による問題の抜本的解決について大熊は、不動産賃貸借についての「心理的瑕疵」の文言を「重要事項」から排除することや告知期間は短縮することを考えるより、むしろ将来は、「0」にしていくことが大切と強調した。また、そもそも心理的瑕疵自体認めないことが必要とも言及した。さらに、賃貸建物に関して生じる善管注意義務や告知義務について、自死と孤立死等の死因で扱いが違うのは、それが故意に行われた死であるかどうかという点にあると指摘した。自殺対策基本法では、「自死は追い込まれた末の死」と書かれており、様々な要因が重なって起きた死と捉えられれば、「故意」で起きたとは言えないのではないかとの疑問を呈し、今後広く社会で議論されていくことが必要であると主張した。一方で、自死の起きた賃貸建物について言えば、当該賃貸建物の家主にとっては、物件の価値が下がって借主が一定期間入らないことである程度の損害が生じることは避けられない。その補償のための保険制度の立法化も検討の必要があると言及した。

小林はいじめについて、地方自治体によって対応が違うことを上げ、いじめによる自死者や遺族の権利宣言が必要であり、社会の啓発運動まで高めて行くことの重要性を説いた。それは、自殺対策基本法に掲げられた自死が苦しみ悩んだ結果の死であるとの考えからいじめが社会の問題であり、社会が責任を取るべき問題と認識されなければならないと主張した。

自死遺族のこれから

自死遺族が抱える差別偏見による諸問題の現状について、全国自死遺族会代表の田中は報告のなかで、「これまで10年間、遺族の方々、その多くは表に『顔を出していない』方々の相談等に携わってきた中で、未遂したため保険が使えず、10割負担になったことや精神科に通院していて震災に遭いその関連で自死したという事例」を上げた。また「労災や未遂に関して精神科に通院していたことで精神障がい者への差別があったこと」も述べた。さらに、いじめ自死については、第三者調査会の構成員の中に、行政関係者の弁護士がいることがあり、今後、遺族3人で弁護士を推薦できるようにしてほしいと要望した。そして、いじめ自死については、『恥ずかしい死』ではなく、もっと普通に語ってほしいし、勇気を出して、顔と名前を出してほしいと訴えた。それは、今後の遺族のためでもあり、そのようにして、社会を変えて行きたい」とも述べた。精神障がい者による訴えについては、筆者も心のカウンセリングを通して未遂者の声を聴く中で共感することがある。それは精神障がい者と見られていることへの周りからの偏見に対する苦しみであり、孤立感である。さらに彼らがかつていじめを受けていた経験を持つことは、いじめと自死未遂、既遂ともに重大かつ深刻な社会問題だと考える。

また、社会保障の面から未遂者に保険の適用がなく、自死遺族が現在でも自死という死因について公言できないことについてもなお、社会の偏見が強いと感を得る。これについては、次項「5. 自死遺族が抱える課題」で自死遺族に対しての偏見や差別という二次被害を彼らはどのように捉え、また社会と向き合っているのかを質問紙の回答から考察していく。

5. 自死遺族が抱える課題

自死遺族自身はこの二次被害という自死ゆえの偏見と差別をどう捉え、また無くなるにはどうしたらよいのかについて、今回のシンポジウムに出席した自死遺族の方につきのような内容の質問紙（*）によりご意見をいただいた。3名から質問紙とメールでの回答があった。

1) 質問内容

1. 自死遺族の二次被害—自死遺族が被る社会的偏見と差別について、何が要因とお考えですか？
2. どうしたら、そのような二次被害がなくなっていくと思いますか？ 何が必要と考えますか？
3. 海外と比較して、何がこの国には足りないのでしょうか？ また、その他自由回答とした。

2) 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針（2011）に沿い、①匿名性の確保として、回答者の氏名の記載をしないこと、②協力は任意であること、③文書または口頭で説明し、質問書の提出やメールでの返信により同意が得られたとした。結果、3名の回答が得られた。

3) 結果内容

質問1の自死遺族の二次被害—自死遺族が被る社会的偏見と差別の要因として考えられることとして、つぎのようなことが上げられた。

① 「自死」、ことに「自殺」という言葉のイメージ

「自殺」という文字から受けるイメージそのものが当事者や遺族のどちらにも負い目の感情を引き起こすということ。それは、遺族にとってなにか罪人のような感情も引き起こさせ、世間を恐れるような気持ちや態度を与え、そのことで自ら偏見や差別を増幅させてきたのではないか。

② 宗教的や歴史的概念

自死ということが恨んで死んだという恐れから、「崇り」「怨念」という考えを与え、また仏教やキリスト教における神と仏への裏切りという宗教的な捉え方があること。また、日本人の意識の歴史的古層に根差すものとして自死への偏見や差別があり、それが社会にある風潮（忌まわしいなど）となってきたことがあるのではないか。ただ、社会的・文化的・人生観・地域差・生活環境等でそれぞれ様々な違いもある。

③ 自死者と遺族に対する基本的人権の侵害と司法の見解

偏見に起因する現在の社会的差別は赦されない。それは日本国憲法で規定する基本的人権を侵害するものである。しかし、それが社会的な合意となっていないことまた、差別問題が是正されない最大の要因は、国の三権における人権意識の軽視にあるのではないか。また、不動産の「事

故物件」(自死は起こった建物として)で、「心理的瑕疵」を日本の司法が是認していることも問題である。

質問2のどうしたら、そのような二次被害がなくなっていくか、また何が必要と考えるかについては、つぎのような意見が出された。

① 国や行政の「法」による差別・偏見の是正

労災の申請や認可について、他の死因によるものと同じように対処されることやいじめについての情報開示が権利として認められることが、法により制度化することが必要である。「自殺対策基本法」は、あくまで理念法である。現在、全国自死遺族連絡会では「二次被害保護法制化」運動に取り組んでいる。画期的な先例に、「過労死等防止対策推進法」⁵⁾の制定がある。国レベルでの法制化を望む。

② 各専門分野での適切な対応

行政職を含む様々な専門家が自死に対し関心を持ってもらい、正しい知識を広めてもらうことが大切である。関わりたくないという姿勢ではなく、もっと当事者の意見を聞き、実態に即した対策を望む。現在の行政の自死対策は、支援者の意見を多く取り上げ、当事者(遺族)の声があまり反映されていない。このような対策は、本質を欠くことになる。様々な意見を聞き議論して解明していく、そこから差別・偏見がなくなっていくと考える。また、仏教を含む宗教界は、人間の力の及ばない大いなる慈しみの仏や神に判断をゆだね、人間が裁けるものではないことを布教し続けてほしい。

③ 当事者をもっと声を上げ、社会が自死に向き合うこと

当事者自身も個々の問題に具体的に声を上げていくことが大切であり、社会で自死という死因に正面から向き合い考えることである。そのための正しい知識の発信も必要となることから、学校等での教育も大切になってくる。

質問3で海外と比較して、何がこの国には足りないかについては、当事者の声が自死の対策に反映されていないことであり、このことが、海外よりも遅れている点ではないか。専門家のみで作られた対策は、自死遺族を傷つけ追い込む要因となっている。心のケアを中心にした支援は遺族を傷つける要因ともなっている。遺族の悲しみを精神疾患という捉え方で精神科の受診を勧める支援はやめてほしいという意見があった。そこには、「悲しみは愛おしさと共にある」という考え方が広がってほしいとの願いがあり、そのことが遺族支援になるとの思いがある。自治体で実施している自死遺族の集いを精神保健福祉の観点からだけで実施するのではなく、「総合支援」としての自死遺族支援を構築してほしいや自死遺族はマイノリティではないという意見も出された。

5)「過労死等防止対策推進法」(注)：過労死遺族、弁護士、研究者、NPO、労災専門家等が中心になって署名運動を全国で展開した。その後、具体的法案が策定され、過労死等防止基本法制定実行委員会によりつくられ、通常国会に提出されて2014年6月20日に満場一致で可決された(川人博2014:247, 256)。

なお、ここで「その他」とした質問は、自由記載とした。そこには、自分たち自死遺族の活動の在り方についての記述があった。自死遺族全員が声をあげたらすぐにでも変わる問題が多いのに、亡くなった人をなかったようにして、隠して生きてきた結果が法の差別を認めてきたことにつながったと思うとの反省の意見もあった。また、自死遺族自身がプライドを持って生きることが差別と偏見を変える原動力になるはず、活動の在り方を再考する必要があると思うとの前向きな意見もあった。

6. 自死遺族の二次被害問題の取り組みの課題と考察

自死遺族が直面している二次被害という偏見や差別による問題と今後の取り組みの課題とは何かについて、今回のシンポジウムに参加した自死遺族への質問紙による調査結果や法律の専門家の意見から、2016年の聞き取り調査から既述した5項目と照らし今後の取り組みの課題について考察する。

1) 「親族や周囲の人々からの偏見の目や対応、非難の態度」については、「自死」（自殺）ということばのイメージが、これまでの個人の問題で故意に起こされたということより、自殺対策基本法にある「自死は追い込まれた末の死」ということであり、様々な要因があるとの見解が広がっていくことが大切である。それには、回答にもあった「行政職を含む様々な専門家が自死に対し関心を持ってもらい、正しい知識を広めてもらうこと」も必要となろう。また、当事者である自死遺族ももっと声を上げていくことや学校等での教育が求められる。これに関しては、その教育の内容やどのように行っていくかが課題となる。

2) 「支援機関、団体などの支援者による偏見や差別の言動からの精神的被害」については、ともかくもっと当事者の意見を聞くこと。また、心のケアを中心にした支援は遺族を傷つける要因ともなっていることを知ってほしいし、遺族の悲しみを精神疾患という捉え方で精神科の受診を勧める支援はやめてほしい、「悲しみは愛おしさと共にある」という考え方が広がるよう遺族は願っていることを心に留め、遺族の声を反映する対策や支援を考える必要がある。

3) 「警察による事情聴取や自死者の扱いについての苦痛や屈辱、不快感」については、今後は、自死者や遺族に対しての人権の尊重が配慮されるべきことであり、今回のシンポジウムでの法律家から強調されたところである。小林は、「自死や自死遺族への偏見や差別は、『人権問題』であり、自死者やその遺族に対する侮辱は、憲法13条の『個人の尊厳』に反する」と指摘する。このような考えが徐々にであっても社会に広まっていくことが抜本的解決へ繋がっていく。

4) 「自死の起きた賃貸建物への多額な損害賠償金の請求についての様々な問題」についてと5) 「その他の二次被害」については、「社会制度と法の改正」と「社会的心理と通念（観念）」の観点から述べる。

社会制度と法の改正

自死の起きた賃貸建物に関しては、「心理的瑕疵」という概念がキーワードとなっている。貸主（家主、管理会社）と借主の間で、善管注意義務や告知義務、告知期間、重要事項説明等の取り決め

が交わされ、そこでは自死ということでの心理的瑕疵が問題となる。なぜ、自死が特別な死として扱われるのかの要因の一つには、「故意」に瑕疵を生じさせたと考えられること、もう一つは遺族が語っていた「日本の国の歴史的背景から来るものと、社会にある風潮（忌まわしいなど）等が要因」と思われる。5) で上げた「生命保険と住宅ローン」、「未遂の場合の治療費（健康保険）」、「自賠償保険」も同じく「故意」による死と言うことが問題となっている。

しかし、この自死に対して「故意」によるものという捉え方は、自殺対策基本法の基本理念にある「自殺にはその背後に様々な社会的な要因がある」の考えに反するものであり、今後、司法の分野でも教育の場でも主張されることが必要である。なぜならそこには、基本的人権として自死者や遺族が尊重されることの重要性が掲げられているからである。

また、自死遺族が求めている「総合支援」についても進められていくことが必要である。「総合支援」とは、これまでの心のケアに重点を置くのではなく生活全般に及ぶ支援のことである。自死遺族は、家族を失くした悲しみや苦痛という精神的な苦しみと共に社会生活における様々な問題を抱えている。それらは、労災認定、債務問題、生活保護という具体的な生活支援、保育支援など多岐に渡る。しかし、「自死遺族支援の窓口支援のほとんどが精神障害福祉行政の部署であり、自死以外の遺族支援の窓口と区別されている」と全国自死遺族連絡会では「要望書」⁶⁾ で訴えている。この点については今後、支援対策の構造的改革が求められる。社会福祉の視点からも自死遺族の生活が少しでも早く安定していくことは心身の健康、将来の生活に生きる希望を与えていくことになる。それは、「人間の福利の増進と社会の変革を進めることであり」、人権と社会正義の原理をよりどころとするソーシャルワークの定義⁷⁾ に即した支援である。そのことから将来に向けて、法制度や「総合支援」の支援対策の見直しや市民性教育など、人権の尊重や意識の変化、支援方法の見直しなどが徐々に社会に普及した、施策としての実践されていくことが課題となる。

社会的心理と通念（観念）

自死や遺族に対しての偏見や差別は、日本の国の歴史的背景から来るものと、社会にある風潮（忌まわしいなど）等」という社会的通念・心理からのものがある。社会的心理に基づく「心理的瑕疵」が自死の起きた事故物件に付帯されることは、海外、少なくとも欧米には見られない。わが国特有のものと考えられる。それは、2017年オーストラリアのシドニーで開催された「ポストベンションの国際会議」⁸⁾ に出席した全国自死遺族連会代表の田中が「事故物件」についての損害賠償の問題で遺族が苦しんでいる事情を発表すると、「出席者から、そのような事態が起きていることに驚きの声が上がった」と言う。その理由として、「海外特に欧米に関しては、自死についての家族の責務について賃貸建物における損害賠償問題がない」からだと言っている。また、この件に関し、イギリスのBBC⁹⁾ やフランスのル・モンド紙¹⁰⁾ が自死の起きた賃貸建物が、心理的瑕疵としての事故物件と扱

6) 内閣府自殺対策推進室あて平成21年9月4日付け「要望書」(全国自死遺族連絡会)

7) 「ソーシャルワークの定義」2000年7月 国際ソーシャルワーク モントリオール総会

8) 5th Australian Postvention Conference

-National Association for the Bereaved by Suicide 23rd-25th March 2017

われ、多額の損害賠償が遺族である家族に請求されたことを報じ、その理由について日本特有の問題だとして取り上げている。

このことは、日本に「死は穢れ」や「不浄」という観念があり、歴史的に古来の観念が今も社会の根底にあり、それがこの現代社会でも社会通念的に支持されているとみられる。それは、事故物件とされる賃貸建物では、お祓いが行われ、その費用も遺族に請求されている現実があるからだ（斎藤 2014: 213）。日本古来の死生観では「死を不浄とみ他界を常闇の冥界とみていた」（西弦）との考えに、歴史学者の源了圓は、「日本人の自殺の精神指摘情景」のなかで、日本の特殊な文化的性格を指摘している。仏教が伝来し、仏教においては死後の世界を極楽浄土と捉えているのにもかかわらず、「思弁や道徳的実践を基調とするインドや中国の文化とも異にする」と言う（源 1966: 395）。このことは、「死に関して、自死が祟りであるとの観念をわが国の歴史において存在してきたとみることもできよう。それであれば、お祓いは、身と心をきよめるという精神的浄化の儀式の一つと考えられる（岡本 2017: 75）。

一方自死が起きたという事故物件にすぐ住むことは、気にならないという方が、筆者が講演した「自死遺族に対する二次被害の実態と取り組み」の視聴者におられた。その理由を尋ねると、「若い時に家族を次々に亡くしたことや看取りに立ち会ったことで、死を身近に感じていたからだろう」と語った。ホスピスにも関心のある方であったが、それは、死がその人にとって隔絶されたものではなかったということであり、死が忌避される対象ではなかったということだろう。しかし、現代の社会において死は、我々の日常生活から隔絶されていることに気づかされる。死は生まれてきた者に必ず訪れ生の延長上で起こる自然の流れであるのに、人生の最期である人の死が見えなくなっているのではないか。事故物件における「心理的瑕疵」の見解も死が特異で、非日常的な出来事になってしまい、現代の日本人が死を身近なものとして体験しなくなったことや最期が生活の場ではなく、病院でということが常態化してきたことに関係すると考えられる。和泉は自死遺族が抱える賃貸建物の問題に関して、日本人の死生観についての背景や理由について次のように述べている（和泉 2011）¹¹⁾

精神疾患に対する不当な偏見、儒教的な家族観、無宗教の国日本では確立した死生観が存在しないこと、家で看取られながら死ぬことが無くなり死に対する根拠のない嫌悪感が蔓延しつつあること、マスコミの興味本位の報道といった諸要素によって、遺族は社会との結びつきを希薄化させ、自己が抱える問題について社会からの援助を受けることができない状態に追い込まれる。社会に存在する遺族を疎ませ、己が身内の死を恥と捉えることを強制する。

和泉はまた、今後について、「自殺を『気持ち悪い』と考え、遺族の想いに共感することが少ない世間一般の風潮が改まらない限り、完全な解決はあり得ない。そのためには、運動の力によって自殺

9) BBC ニュース仙台 Roland Buerk 「日本の『自殺アパート』の烙印、2011年2月10日付け

10) ル・モンド 「日本『自殺アパート』に関する問題、2011年2月10日付け

11) 和泉貴志 「自死遺族支援弁護団の一年」『自由法曹団通信』自由法曹団 1041 (12)

<http://www.jlaf.jp/index.html>

に対する正しい理解を広めることが不可欠である」と強調する。

7. おわりに—課題解決の展望「生きやすい社会」を目指して

自死遺族に対しての偏見や差別という二次被害については、先に実施した聞き取り調査により問題は多岐に及び、また複雑に絡んでいることを知った。そのことで、今回の研究調査では、二次被害に取り組んでいくには、どんな課題が背景にあるかを考えたいと思った。2017のシンポジウムに出席し、これらの問題に自死遺族と向き合ってきた法律の専門家の方々の報告や提案を聞き、また、参加した自死遺族への質問から課題を立体化して行った。

しかし、問題は広範囲に及び、また深い。そこには自死遺族が抱える問題ということから、この社会生活全般に関わる事だと思われた。「生きやすい社会」を目指すことは、この国の市民全体の生活の改善を意味することだと考える。「自殺は個人的な問題ではなくその背景には社会的な要因がある」との基本理念を掲げた自殺対策基本法や自殺総合対策大綱が制定されてから、十年余が経った。今なお、まだ自死者や遺族に偏見や差別という二次被害の実態があり、それらが少しでも無くなっていくような社会へと変わっていくような活動や法整備が必要である。自死遺族からは、「二次被害保護法制化」に向けての運動や過去には、「過労死等防止対策推進法」の制定を上げた方がある。このような法制度への働きかけや個人の人権の尊重が市民の意識に変化をもたらし、社会全体の生活環境の改善に繋がっていくことが求められている。そして自死遺族が求めている「総合支援」は生活全体についての支援であり、ソーシャルワークが目指す人権と社会正義の原理に繋がるものであることから筆者はこれからもこの原点に立ち、「生きやすい社会」づくりに微力ながらも貢献していきたいと思う。

謝辞：この研究に際し、ご多忙のところ自死遺族の方々には質問にお答えいただき、またシンポジウムの法律専門家の方々のご報告ご提案を引用させていただきましたことに感謝申し上げます。

本研究は、平成29年度の熊本学園大学附属社会福祉研究所の研究助成を受けて行ったものである。

参 考 文 献

- 平山正実監修 (2004) 『自ら逝ったあなた、遺された私—家族の自死と向き合う』 グリーフケア・サポートプラザ編、朝日新聞出版。
- 布施豊正 (1990) 『自殺学入門—クロス・カルチュラル的考察』 誠信書房。
- 松永幸子 (2002) 「近世イングランドにおける初期自殺論の特性—ジョン・ダンの場合」 『東京大学大学院教育学研究科紀要』 (東京大学大学院教育学研究科) 42:12.
- 源了圓 (1966) 「明治以降の知識人の自殺とその歴史的背景」 高坂正顕・臼井二尚編 『日本人の自殺』 創文社、

- 356-398.
- 西元宗助 (1996) 「わが国の仏教と自殺」高坂正顕・臼井二尚編『日本人の自殺』創文社、333-355.
- 大熊政一 (2017) 「『心理的瑕疵』を理由とする自死遺族への損害賠償請求—不動産賃貸借の事例を中心に—」第6回 自死遺族等の権利保護シンポジウム～自死遺族等への法律問題は憲法ではどのような扱いになるのか」自死遺族等の権利保護研究会 (2017, 10, 13).
- 大熊政一 (2018) 「不動産賃貸借をめぐる問題」『自死遺族が直面する法律問題』～自死遺族支援のための手引き』(全国自死遺族連絡会) 4-14.
- 岡本洋子 (2017) 「自死遺族における二次被害とは何か—聞き取り調査による実態と背景」『社会関係研究』(熊本学園大学) 23 (1), 39-83.
- 岡本洋子 (2018) 「自死遺族が被る社会的偏見と差別への取り組みについて」『社会関係研究』(熊本学園大学) 23 (2), 33-34.
- 小林 節 (2017) 「自死者の遺族に対する人権侵害」『月刊ベルダ』Nov, 26
- Picken, Stuart D. B. (1979) *Suicide: Japan and the West*, The Simul Press, Inc. (堀たお子訳『日本人の自殺—西欧との比較』サイマル出版会).
- 斎藤幸光 (2014) 「自死と向き合う—かいま見た青年の生と死」『新・司法書士始末記』日本評論社、213-223.
- 杉山 春 (2016) 「自死は向き合える」第1回『世界』Nov. no. 888 岩波書店.
- 田中幸子 (2009) 「自死遺族支援二次被害実態と望まれる対応—自死遺族の立場から」『現代のエスプリ』501 (4), 50-59.
- 田中幸子 (2016) 「自死(遺族)問題とは」『差別禁止法制定を求める当事者の声② 自死(遺族)問題のいま』一般社団法人 部落解放・人権研究所、5-16.
- 矢部 武 (1997) 『アメリカ発 いじめ解決プログラム』実業之日本社.
- 山口和浩、根岸親、藤原匡宣 (2008) 「自死遺族が直面する現実」『自殺実態白書 2008【第二版】』自殺実態解析プロジェクトチーム編、NPO 法人自殺対策支援センター ライフリンク.
- 若林一美 (2003) 『自殺した子どもの親たち』青弓社.

